## さいたま市告示第1282号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年8月24日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ベルクさいたま櫛引店

所在地 さいたま市北区櫛引町二丁目88番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名 称 渋谷興産株式会社

代表者 代表取締役 渋谷 千三

住 所 さいたま市北区櫛引町二丁目86番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島 孝之

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島 一誠

(4) 変更の年月日

令和2年5月28日

(5) 変更する理由

小売業を行う者の代表者変更による

2 届出年月日

令和2年8月5日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年8月24日から令和2年12月24日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
  - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048 (646) 3093

FAX 048 (646) 3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

## (1) 意見書の提出期間

令和2年8月24日から令和2年12月24日まで。

## (2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944